

＜あおぎん＞つないでネ！ット利用規定

1.＜あおぎん＞つないでネ！ット利用規定

「＜あおぎん＞つないでネ！ット」利用規定(以下「本規定」といいます。)は、「＜あおぎん＞つないでネ！ット」(以下「本サービス」といいます。)に係わる利用規定を定めます。

2.契約対象者

「本サービス」は、当行本支店の営業エリア内に居住または勤務先があり、当行本支店に普通預金(総合口座普通預金を含む)をお持ちの個人のお客さまに提供する事を原則とします。

3.利用方法

(1) 利用方法の種類

「本サービス」は、利用方法により「テレホンバンキング」、「インターネットバンキング」および「モバイルバンキング」に分けて取扱います。

(2) 利用方法の内容

- ① テレホンバンキングは、契約者ご本人(以下「契約者」といいます。)が、電話機を利用して取引を行います。
- ② インターネットバンキングは、契約者自身が占有するパーソナルコンピューター等の端末機(以下「PC」といいます。)によりインターネットを利用して取引を行います。
- ③ モバイルバンキングは、契約者自身が占有するモバイル機器(情報サービス対応携帯電話機)によりインターネットを利用して取引を行います。

(3) 端末機等

利用できる電話機、PC、モバイル機器(以下、電話機、PC、モバイル機器を「端末機」といいます。)、ソフトウェアおよび通信回線・通信手順等は、当行所定のものに限ります。

4.サービス利用日時

「本サービス」の利用日、利用時間は当行所定の利用日、利用時間とします。

ただし、利用日、利用時間はサービス内容により異なります。

また、当行は契約者に事前に通知することなく、これを変更できるものとします。

なお、当行の責めによらない回線工事、障害等が発生した場合は、利用中であっても、契約者に予告なく、利用を一時停止または中止する場合があります。

5.サービス内容

(1) テレホンバンキング

振込・振替、定期預金のお預入れ・お引出し、外貨預金のお預入れ・お引出し、外国送金、口座情報の提供、外貨宅配、住所変更受付、公共料金自動振替申込受付およびその他当行所定のサービス。

(2) インターネットバンキング

振込・振替、定期預金のお預入れ、税金・各種料金払込み、口座情報の提供およびその他当行所定のサービス。

(3) モバイルバンキング

振込・振替、税金・各種料金払込み、口座情報の提供およびその他当行所定のサービス。

6.利用申込

(1) 利用の申込方法

「本サービス」の利用申込は、本規定を承認のうえ、「<あおぎん>つないでネ！ット申込書」(以下「申込書」といいます。)により、取引口座およびその他必要事項を届出することにより行います。

(2) 利用申込の受付

当行は、取引口座の届出印と申込書に押印された印影を相当の注意をもって照合し、相違がないものと認め、申込を承認した場合に申込書を受付します。

7.利用口座

(1) 取引口座

取引口座は、契約者本人名義(屋号付口座名の預金口座は指定できません。)の当行所定の預金口座とし、「振込」、「振替」、「定期預金」、「外貨預金」、「外国送金」、「税金・各種料金払込み」に係わる「資金移動取引」の入金口座または支払口座として利用します。

取引口座の預金種類毎の取引内容は、各取引毎に定めます。

(2) 代表口座

取引口座のなかの普通預金(総合口座普通預金を含む)を「代表口座」として届け出るものとします。

また、「代表口座」は、「本サービス」の月額基本口座の支払口座とします。

「代表口座」の変更はできません。

(3) 関連口座

「関連口座」とは、事前に「申込書」で登録した代表口座以外の契約者本人口座をいいます。

「関連口座」と「代表口座」を合算して、2ヶ店10口座迄登録可能です。

(4) 家族口座

「家族口座」とは、当行本支店にある契約者の家族名義の口座で、振込先として事前登録した口座をいいます。

「家族口座」は、5口座迄登録可能です。

(5) 振込口座

「振込口座」とは、当行が契約者より振込先口座として事前登録を受けている口座(「家族口座」を含む。)、または事前登録のない当行または他の金融機関の国内本支店の口座をいいます。

なお、事前登録している「振込口座」への「資金移動取引」を「事前登録振込」。事前登録のない「振込口座」への振込を「都度振込」といいます。

事前登録できる「振込口座」は、「家族口座」を除き10口座可能です。

(6) 外国送金口座

「外国送金口座」とは、外国送金取引における送金先の「受取人口座」をいいます。

本サービスでは、当行営業店窓口で送金実績がある受取人口座について、「事前登録」する事により利用可能です。

8.本人確認

(1) 暗証番号等の登録

契約者は、テレホンバンキングで使用する「暗証番号」を利用申込の際に、インターネットバンキングで使用する「ログインID」とインターネットバンキングおよびモバイルバンキングで使用する「ログインパスワード」および「確認用パスワード」を初回利用の際に当行所定の方法により登録するものとします。

(2) 契約者カード等の発行、貸与

当行は、「本サービス」の契約者に対し、テレホンバンキングで使用する「契約者番号」および「取引確認番号」を記載した「契約者カード」とインターネットバンキングおよびモバイルバンキングで使用する「仮ログイン

パスワード」および「仮確認用パスワード」を記載した「仮パスワード通知書」を発行し、簡易書留郵便で契約者の届出住所へ送付、貸与します。

なお、送付した「契約者カード」および「仮パスワード通知書」が受取人不在等の理由で当行へ返却された場合は、「本サービス」の申込がなかったものとします。

(3) 本人確認方法

A. テレホンバンキング

架電者の本人確認は、「契約者番号」、「暗証番号」および「取引確認番号」により行い、一致を確認した場合は架電者を契約者本人とみなします。

B. インターネットバンキング

契約者の本人確認は、「ログインID」、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」により行い、一致を確認した場合は利用者を契約者本人とみなします。また、「ワンタイムパスワード」を併用することもできます。

C. モバイルバンキング

契約者の本人確認は、携帯電話会社から通知される端末IDと「ログインパスワード」および「確認用パスワード」により行い、一致を確認した場合は利用者を契約者本人とみなします。

(4) 取引意思確認

当行が前項の方法により本人確認を行って取引を実施したうちは、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。

- ① 「本サービス」の利用依頼が契約者の有効な意思による申込に基づくものであること。
- ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

(5) 暗証番号等の管理

テレホンバンキングで使用する「暗証番号」および「取引確認番号」、インターネットバンキングおよびモバイルバンキングで使用する「ログインパスワード」および「確認用パスワード」を「暗証番号等」と言い、「契約者カード」および「暗証番号等」は、契約者の責任において厳重に管理するものとします。

暗証番号等には、生年月日や電話番号等、第三者から推測可能な番号等は使用しないものとします。

当行は、契約者からの暗証番号等の照会に対し回答しません。

また、当行職員がこれらの内容を契約者にお尋ねすることはありません。

(6) サービスの取扱中止

「本サービス」の利用にあたり、当行所定の回数を超えて連続して間違った暗証番号等を入力した場合は、安全のため「本サービス」の取扱いを中止する場合があります。

利用を再開するには、当行所定の手続が必要になります。

(7) 契約者カードの喪失

「契約者カード」を盗難、紛失等で喪失した場合は、直ちに当行コールセンターサポートデスクに電話連絡し喪失の届出を行ってください。

当行は、直ちにテレホンバンキングの利用を停止します。

本サービス利用の再開は、契約者からの当行所定の解消届の提出により行います。

(8) 契約者カードの再発行

「契約者カード」の再発行は、当行所定の方法により行うものとします。

(9) 暗証番号の変更

暗証番号等を第三者に知られたような場合は、直ちに当行所定の方法により変更してください。

9.ワンタイムパスワードサービス

(1) サービス内容

ワンタイムパスワードサービスとは、「本サービス」の利用に際し、パスワード生成機(以下「トークン」といいます。)により生成・表示され、60秒毎に変化する可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を、「8. 本人確認-(3)-B」に従った本人確認手続きに加えて用いることにより、契約者の本人確認を行うサービスをいいます。

(2) サービス利用者

「ワンタイムパスワードサービス」の利用者はインターネットバンキングサービスの契約者としてします。

(3) 利用方法

① 「トークン」発行

当行はインターネットバンキングで契約者からの「トークン発行」依頼を受け「トークン」の発行手続きを行いますので、携帯電話に「ワンタイムパスワードアプリ」をダウンロードして「トークン」の設定を行います。

② 「ワンタイムパスワード」利用開始

「契約者」は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード」を入力し、「ワンタイムパスワード利用開始」を行います。「契約者」が入力し送信した「ワンタイムパスワード」と、当行が保有している「ワンタイムパスワード」が一致した場合は、当行は「契約者」からの「ワンタイムパスワード利用開始」の依頼とみなし、この依頼が完了した後、「ワンタイムパスワード」を「契約者」の本人確認の手續に利用します。

③ 「ワンタイムパスワード」による本人確認手續

ワンタイムパスワード利用開始後は、インターネットバンキングの当行所定の取引について「8. 本人確認-(3)-B」の手續に加えて「ワンタイムパスワード」を当行の指定する方法により正確に送信してください。当行が受信し認識した「ワンタイムパスワード」との一致を確認します。

④ ワンタイムパスワード利用解除

「トークン」として利用している携帯電話の機種変更等で「ワンタイムパスワード」の利用ができなくなる場合は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」を行ってください。この依頼が完了した後、「契約者」ご本人の確認の手續に「ワンタイムパスワード」の入力が不要となります。利用解除日の翌日以降、機種変更後の携帯電話等で「トークン発行」「ワンタイムパスワード利用開始」を行っていたき、ワンタイムパスワードの利用を再開してください。

⑤ 利用申込と解約

「ワンタイムパスワード利用開始」をもって「ワンタイムパスワードサービス」の利用申込とみなし、「ワンタイムパスワード利用解除」をもってワンタイムパスワードサービスの解約とみなすものとします。

(4) ワンタイムパスワードの管理

① 「ワンタイムパスワード」は厳重に管理し、他人に知られたり、「トークン」として利用している携帯電話を紛失したり、盗難等に遭わないよう十分注意してください。「トークン」として利用している携帯電話を紛失したり、盗難等に遭った場合は、速やかに当行に届け出てください。

② 「契約者」が「トークン」として利用している携帯電話を紛失等された場合は、当行に対し当行所定の方法で「ワンタイムパスワード利用解除」を依頼することができます。

③ 当行が保有している「ワンタイムパスワード」と異なる入力が、当行の任意に定める回数連続して行われた場合、当行は「本サービス」の取扱いを停止します。「本サービス」の利用再開を希望される場合、当行所定の方法により届け出てください。

(5) トークンの有効期限

「トークン」の有効期限は当行が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、「ワンタイムパスワードアプリ」で通知しますので、有効期限更新を行ってください。

(6) ワンタイムパスワードサービスの解約等

① 「ワンタイムパスワードサービス」は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。この場合、本解約の効力は「ワンタイムパスワードサービス」に限り生じるものとします。

- ② 当行の都合により「ワンタイムパスワードサービス」を解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が「契約者」の都合により、延着、または到着しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
この場合、本解約の効力は「ワンタイムパスワードサービス」に限り生じるものとします。
- ③ 「本サービス」が解約された場合は、「ワンタイムパスワードサービス」は解約されたものとみなします。

10.通知、確認、照会等の連絡

(1) 連絡先

当行より、契約者に対する、取引依頼内容等に関する通知、確認、照会等の連絡先は、契約者から当行に届出のあった住所、電話番号等とします。

また「本サービス」のインターネットバンキングおよびモバイルバンキングの契約者は、電子メールアドレスも連絡先とします。(以下当行に登録した住所、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を「連絡先」といいます。)

(2) 電子メールアドレス

A. 登録

「本サービス」においてインターネットバンキングおよびモバイルバンキングの利用開始にあたっては、契約者の電子メールアドレスを当行所定の方法で登録するものとします。(以下当行に登録した電子メールアドレスを「登録アドレス」といいます。)

B. 変更

登録アドレスの変更は、契約者が当行所定の方法により行うものとします。

(3) 連絡不能時の取扱い

連絡先に宛てた通知、確認、照会等の連絡が、契約者の誤届出、誤登録、未変更等の不備および通信障害その他の事由により連絡不能または未着、延着等が発生しても、通常到達すべき時に到達したものとみなし、これに起因して契約者に損害が生じても、当行はその賠償責任を負いません。

11.取引の依頼、確定、実施

(1) 取引の依頼

「本サービス」による取引依頼は、「8. 本人確認」に従った本人確認を行ったうえで、当行所定の方法で、当行に伝達することにより行うものとします。

(2) 取引金額

「本サービス」による振替・振込み取引の「1日あたり」(基準は「午前零時」とします。)または「取引1回あたり」の上限金額(以下「上限金額」といいます。)を、当行は別途定めることができるものとします。

この当行が定めた「上限金額」の範囲内で、取引により契約者が当行所定の方法により「上限金額」を設定、変更することができます。

(3) 取引依頼の確定

① 当行が「本サービス」による取引依頼を受け付けた場合、契約者に依頼内容を確認し、その内容が正しい場合には、契約者は当行指定の方法で確認するものとします。

その確認が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、かつ当行が確認を受け付けた時点で、当該の取引依頼が確定したものとします。

② 取引依頼確定後に、契約者から取引依頼内容の変更、取消を行うことはできません。

③ テレホンバンキングによる資金移動および一部取引については、当行が依頼内容を自動音声による復唱方式で確認するので、当行指定の方法で確認してください。

④ インターネットバンキングまたはモバイルバンキングによる資金移動および一部取引については、当行が取引依頼内容を画面上に表示するので、当行指定の方法で確認してください。

(4) 取引の成立

A. 「資金移動取引」の実施

当行は、「本サービス」による「資金移動取引」の受付確定後、「支払口座」から振込・振替の資金、各種手数料等(以下「決済資金」といいます。)の引落しを行います。

なお、「決済資金」の引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、貯蓄預金規定およびその他関連各規定等の定めに係らず預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードの提出なしで、当行所定の方法により行います。

B. 「資金移動取引」の不成立

当行は、『A. 「資金移動取引」の実施』が以下の事由等により行えなかった場合は、当該の取引依頼はなかったものとして取扱います。

当該取引が行われなかったために生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。

- ① 「支払口座」または「入金口座」が解約されている場合。
- ② 「支払口座」から「決済資金」を残高不足(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。以下「支払可能金額」といいます。)等の事由により引落すことができなかった場合。
- ③ ローン延滞、差押えおよび公的機関の措置等による場合。
- ④ 「契約者」からの申し出による「契約者カード」の盗難・喪失による支払停止がある場合。
- ⑤ 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
- ⑥ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により取引不能になった場合。

C. 「資金移動取引」を伴わない取引

取引依頼の確定をもって取引を成立したものとします。

12.取引の記録

- ① 当行は、契約者からの依頼内容、取引内容を記録し、相当期間保存します。
- ② テレホンバンキングでは、契約者との会話内容をすべて録音により記録し、相当期間保存します
- ③ 「本サービス」による取引内容について、契約者と当行との間で疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

13.振替

(1) 内容

「振替」とは、「代表口座」および「関連口座」のうち普通預金・貯蓄預金・カードローン間の「資金移動取引」をいいます。

(2) 取引日

「振替」の取引日は、受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定が当行所定の時限を過ぎている場合、または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌営業日扱い」として当行所定の翌銀行窓口営業日(以下「翌営業日」といいます。)に処理を行います。

14.振込

(1) 内容

「振込」とは、「振込口座」への「資金移動取引」をいいます。

なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および振込手数料にかかる消費税相当額の合計金額(以下「振込手数料」といいます。)を「支払口座」から引落します。

(2) 取引日

「振込取引」の取引日は、受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定が当行所定の時限を過ぎている場合、または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌営業日扱い」として翌営業日に処理を行います。

(3) 支払口座

「支払口座」は、代表口座および関連口座として登録される普通預金および貯蓄預金とします。

(4) 振込口座

インターネットバンキングおよびモバイルバンキングにおいては、振込口座の指定は、「事前登録振込」により行うものとします。

ただし、予約取引に限り「都度振込」により行うことができます。

(5) 振込不能の取扱

- ① 「振込口座」へ入金できなかった場合、または振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、「支払口座」に決済資金を返却します。

この場合、振込手数料は返却しません。

- ② 振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合は、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。

この場合は速やかに回答してください。

当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) 依頼内容の訂正・組戻

- ① 取引確定後は、依頼内容の変更(以下「訂正」といいます。)または取消を行うことはできません。

ただし、インターネットバンキングおよびモバイルバンキングでの予約取引に限り、当行所定の時限までに当行所定の方法により契約者が端末機で取消することができます。

- ② 当行がやむを得ないものと認めて訂正・組戻を受付ける場合は、原則としてテレホンバンキングにより当行所定の手続で受け付けます。

この場合、「支払口座」から当行所定の組戻手数料を引落しするものとし、振込手数料は返却しません。

また、当該振込資金が返却された場合には、「支払口座」に入金します。

- ③ 振込先金融機関が既に振込通知を受信している場合は、訂正または組戻ができないことがあります。この場合は、契約者は受取人との間で直接協議してください。

なお、この場合の組戻手数料は、返却致しません。

15. 定期預金のお預入れ・お引出し・書替

(1) 内容

- ① 「定期預金取引」とは、「関連口座」として登録している定期預金について預入、解約、書替継続を(振替取引)として行います。

- ② 定期預金の預入取引は、テレホンバンキングおよびインターネットバンキングにより行うことができます。

- ③ 定期預金の解約、書替継続取引は、テレホンバンキングにより行うことができます。

- ④ 定期預金の解約、書替継続取引は、原則として満期日以降(据置型定期の据置期間経過後の場合も含みます。)に各定期預金規定に従って受け付けます。

当行がやむを得ないものと認めて満期日前(据置型定期預金の据置期間経過前の場合も含みます。)の定期預金の解約に応じる場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。

- ⑤ 定期預金の書替継続取引は、解約取引と預入取引の2つの取引により取扱するものとします。

(2) 取引日

テレホンバンキングによる「定期預金取引」の取引日は、受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定が当行所定の時限を過ぎている場合は、「翌営業日扱い」として翌営業日に処理を行います。

インターネットバンキングによる預入取引は、受付日の翌営業日とします。

(3) 支払口座

「支払口座」は、代表口座および関連口座として登録される普通預金および貯蓄預金とします。

(4) 適用金利

「入金口座」の適用金利は、入金取引日における当行所定の金利とします。

(5) 入金口座

解約取引による元金、利息は、当該定期預金と同一店舗の「代表口座」または「関連口座」の普通預金または貯蓄預金へ入金します。

ただし、総合口座の定期預金の元金・利息は、その総合口座の普通預金へ入金します。

なお、元金と利息の入金口座は同一とします。

(6) 定期預金の取扱種類

本サービスで取扱する定期預金の種類は、当行が別途定める所定のものとします。

16. 外国送金

(1) 内容

① 「外国送金取引」とは、テレホンバンキングにおいて「外国送金口座」への「資金移動取引」を行います。

② ご利用にあたりましては、「あおぎんテレホンバンキングサービス外国送金申込書(以下「外国送金申込書」という)」を提出し、あらかじめ送金先銀行、受取人口座番号、氏名等を登録します。ただし、当行送金実績のある先に限らせていただきます。

③ 取扱できる幣種は当行所定の通貨とします。

④ 1回あたりの送金金額は、当行所定の金額を上限とします。

ただし、当行は当行所定の上限金額を、契約者に通知することなく変更する場合があります。

⑤ 送金先銀行への通知方法は「電信」とします。

⑥ 送金の受付にあたっては、当行所定の手数料、諸費用および手数料、諸費用にかかる消費税額相当分の合計金額(以下「振込手数料」といいます。)を「支払口座」から引落します。

(2) 取引日

「外国送金」の取引日は、受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定が当行所定の時限を過ぎている場合は、「翌営業日扱い」として翌営業日に処理を行います。

外国送金の発電は、すべて翌営業日扱いとします。

(3) 支払口座

「支払口座」は、代表口座および関連口座として登録される普通預金、貯蓄預金および外貨普通預金とします。

(4) 適用相場

適用相場については、外国送金の依頼を受付した時点の当行で定める相場を適用します。ただし、受付時間によっては、翌営業日の当行で定める相場を適用することがあります。

17.外貨預金のお預入れ・お引出し

(1) 内容

「外貨預金取引」とは、テレホンバンキングにおいて、契約者は事前に登録した外貨普通預金口座の残高照会・入金明細照会、「関連口座」との相互間の資金移動取引(振替)、および外貨定期預金〔無予約〕の預入、解約および書替の依頼を行います。

なお、取扱できる外貨定期預金の種類は、当行所定のものとなります。

- ① 外貨定期預金解約の場合、解約元利金は、解約する外貨定期預金と同一店舗の事前に登録した「関連口座」の普通預金、貯蓄預金、外貨普通預金のいずれかへ、全額入金します。
- ② 外貨定期預金書替の場合、解約と預入の2つの取引により取扱するものとし、外貨定期預金解約元利金を、外貨定期預金と同一店舗の「関連口座」の外貨普通預金へ全額入金し、その外貨普通預金から外貨定期預金預入資金を払出し、外貨定期預金を作成します。

(2) 適用相場と適用金利

「関連口座」と外貨預金口座との資金移動取引(振替)時には、取引日における当行所定の換算相場を適用します。

外貨定期預金を作成する場合の適用金利については、預入日における当行所定の金利となります。

(3) 取引日

取引日は原則として受付日当日となります。

(4) 為替差益・為替差損

外貨預金口座の入金に要した円貨と出金時に受け取る円貨の差額、すなわち為替差益あるいは為替差損はすべて契約者に帰属します。

18.税金・各種料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」

(1) 内容

税金・各種料金払込みサービス料金払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金等払込み」といいます。)の払込みを行うため、契約者が「本サービス」で普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または貯蓄預金規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出なしで「支払指定口座」から自動的に払込資金を引き落とし、料金等の払込みを行う取扱いを行います。

振込みできる税金および料金の種類は、当行ホームページで確認してください。

(2) 利用方法

- ① 当行が定める方法および操作手順に従ってください。契約者は収納機関から通知された収納番号、契約者番号(納付番号)、確認番号その他所定の事項をPCから正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。
ただし、契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当行の「本サービス」に引き継がれます。
- ② 前項の照会または前項ただし書きの引継ぎの結果として契約者のPCの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、契約者の「支払指定口座」番号、確認用パスワード等その他当行所定の事項を正確に入力してください。
- ③ 当行で受信した契約者の支払指定口座番号およびパスワード等と届出の契約者の支払指定口座番号およびパスワード等との一致を確認した場合は、契約者のPCの画面に払込みしようとする内容が表示されますので、契約者はその内容を確認のうえ、当行所定の方法で料金払込みの依頼を行ってください。

(3) 取引の成立

料金等払込みにかかる取引は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を「支払指定口座」から引き落とししたときに成立するものとなります。

(4) 取引の取扱いができない場合

- ① 払込資金等が「支払指定口座」より払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる金額を含む)を超えるとき。
- ② 「支払指定口座」または「入金指定口座」が解約されたとき。
- ③ 差押等やむをえない事情があり、当行が支払を不当と認めたととき。
- ④ 本規定に反して利用されたとき。
- ⑤ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。
- ⑥ その他当行が必要と認めたととき。

(5) 利用時間

料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行が定める利用時間内でも利用ができないことがあります。

(6) 取消し・訂正について

料金等払込みにかかる取引が成立したあとは、料金等払込みの申込を変更、取消しすることはできません。

(7) 領収書等について

当行は、料金等払込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。

収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

(8) 収納機関からの連絡による取消し

収納機関からの連絡により、料金等払込みが取消されることがあります。

(9) サービスの取扱中止

当行または収納機関所定の回数を超えて、連続して所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。再開するには当行または収納機関所定の手続を行ってください。

19.外貨宅配

香港上海銀行東京支店で定める「外貨キャッシュ」を、ご自宅やご勤務先等に宅配業者が代金引換でお届けします。

20.口座情報の提供

(1) 内容

当行は契約者からの依頼により「振替口座」として登録されている口座について、各種の照会サービスを行います。(残高照会、入出金明細照会等)

(2) 回答後の取消・変更

契約者からの依頼に基づいて当行が回答した口座情報は、残高、入出金明細等を当行が証明するものではなく、回答後であっても必要により、当行が変更または取消等を行う可能性があります。このような変更または取消のために生じた損害について当行は賠償責任を負いません。

21.住所変更受付

「取引口座」について、当行に届出している事項のうち、住所のみを、「本サービス」のテレホンバンキングにより変更の届出を行うことができます。

ただし、契約者のお取引内容によっては取扱できない場合があります。また、受付から処理の完了まで当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。

22.公共料金自動振替受付

「本サービス」のテレホンバンキングにより、契約者が当行所定の方法にて、契約者の「関連口座」について、当行所定の収納機関との諸料金等の支払に関する自動振替契約を締結するサービスです。

(1) 口座振替約定の承認

契約者が自動振替を依頼する場合は、別途定める口座振替約定を承認することとします。

(2) 収納企業への届出

各収納企業への届出は、契約者に代わって当行が行ないます。

(3) 開始時期

各収納企業の手続完了後、預金口座振替を開始するものとします。当行所定の条件を満たさない場合は、当行所定の方法によりその旨通知し、申込は無かったものとして取扱います。

また、これによって生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。

23.利用手数料等

「本サービス」利用にあたっては当行所定の次の手数料をいただきます。

(1) 月額基本料

「本サービス」の契約期間中は、毎月当行所定の基本手数料と基本手数料に係わる消費税相当額をいただきます。この場合、当行は普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)貯蓄預金規定に係わず、預金通帳・同払戻請求書の提出なしに、事前に登録した「代表口座」から自動引落しします。

(2) 振込手数料等

振込手数料等または「本サービス」関係諸手数料およびこれら合計額に係る消費税相当額をいただきます。この場合、当行は普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)に係わず、預金通帳・および払戻請求書を不要とし「支払指定口座」から自動引落しします。

(3) 当行は「本サービス」に係る諸手数料について、提供するサービス等の変更に伴い、事前に通知することなく新設・変更する場合があります。

24.取引内容の確認等

「本サービス」の利用後は、契約者は速やかに普通預金通帳、貯蓄預金通帳への記帳または、残高照会等により取引内容を確認してください。

インターネットバンキング、モバイルバンキングにおいてはサービスログイン後、契約者のパソコン画面上にて確認いただけます。

テレホンバンキングにおいては、後日「あおぎんテレホンバンキングサービスお取引明細書」を発送します。

万一、取引内容、残高等に相違のある場合は、直ちにその旨を当行にご連絡ください。

25.届出事項の変更

(1) 預金口座および「本サービス」に関する届出印、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があった場合は、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに当行所定書面によって当行に届出てください。

ただし、届出の住所変更は「21.住所変更受付」により「本サービス」での変更が可能です。

(2) 前項により届出事項の変更がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

26.解約

(1) 当事者の都合による解約

「本サービス」は当事者の一方の都合でいつでも解約できることとします。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2) 長期間取引がない場合の解約

「本サービス」について1年以上にわたり取引がない場合、または届出事項を変更した場合で「25.届出事項の変更」に基づく変更の届出がない場合は、当行は「本サービス」を解約する場合があります。

(3) 当然解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に解約する場合があります。

- ① 「支払の停止」または「破産」もしくは「民事再生手続の開始」または類似の申立等があったとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 住所変更の届出を怠るなど、契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき。
- ④ 契約者が「23.利用手数料等」に定める手数料を支払わないとき。
- ⑤ 契約者が本規定の各条項に違反したと当行が認めたとき。
- ⑥ 「申込代表口座」が解約となったとき。
- ⑦ 契約者の死亡を知り得たとき。

(4) この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

27.移管

「代表口座」を契約者の都合で移管する場合、「本サービス」の契約は解約となりますので、新たに移管後の口座で契約をしてください。また、「代表口座」以外の「関連口座」を契約者の都合で移管する場合、「関連口座」は削除されますので、再度申込みしてください。

28.サービスの追加

- (1) 「本サービス」に今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。
- (2) サービス追加時には、本利用規定を追加・変更する場合があります。

29.サービスの廃止

- (1) 「本サービス」で実施しているサービスについて、当行は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。
- (2) サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

30.関係規定の準用

(1) 預金規定等

本規定に定めのない事項については、ご利用口座にかかる総合口座取引規定、青銀カードローン規定その他各種規定等により取扱います。

(2) 振込規定

振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については振込規定を準用します。

31.免責事項など

(1) PC・通信機器・通信回線等の障害

次の各号の事由により、「本サービス」の取扱いに遅延、不能等があってもこれによって生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。

- ① 契約者のPCが故障したとき、契約者がPCを誤操作したとき
- ② 当行または金融機関共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、PC、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- ④ 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむを得ない自由があったとき。

(2) 届出暗証番号等の不正使用による損害

「本サービス」利用の際、送信された暗証番号等と当行があらかじめ届出を受けた暗証番号等との一致を確認して取扱ったうえは、暗証番号等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

(3) 契約者カードの不正使用による損害

当行が発行した契約者カードが郵送上の事故等、当行の責めによらない事由により、第三者がご契約番号を知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は賠償責任を負いません。

(4) 契約者は「本サービス」の利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および「本サービス」で当行が講じる安全対策について了承しているものとみなします。

32.海外からのご利用

契約者が居住地の変更などにより海外に居住することになった場合には、各国の法令、事情、その他の事由により「本サービス」の全部または一部をご利用いただけない場合があります。

33.機密保持

契約者および当行は、「本サービス」に関して事務処理上知り得た相手方の情報等について第三者に漏洩しないものとします。

34.損害負担

契約者および当行は、「本サービス」に関してそれぞれの責に帰すべき事由により生じた損害を負担します。ただし、いずれの責によるか明らかでないときは、両者協議のうえ、これを定めるものとします。

35.権利の譲渡・質入禁止

契約者は、「本サービス」の利用契約に関するいっさいの権利を第三者に譲渡し、または質入れすることはできません。

36.利用規定の変更

本規定に変更の必要がある場合は次により取扱います。

- ・ 本規定を変更する場合、当行のホームページに「変更する旨」と「変更後の本規定全文」を掲載します。当行ホームページに掲載以降は、変更後の利用規定で取扱うものとします。
なお、書面による「変更後本規定全文」が必要な場合には当行の本支店に請求してください。
- ・ 本規定変更後に契約者が「本サービス」を利用したときは「変更後の本規定」を承認したものとみなします。

37.契約期間

「本サービス」の契約機関の契約期間は利用申込日から1年間とします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに契約者または当行が当行に対して別段の意思表示を行わない場合は期間満了の翌日からさらに1年間継続することとし、以後も同様とします。

38.準拠法・合意管轄裁判所

本契約の契約準拠法は日本法とします。また、「本サービス」利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以 上